

滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会(以下「協議会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、一般社団法人滋賀県植物防疫協会内に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、産業用無人ヘリコプター(以下「無人ヘリ」という)の利用の促進と安全運航の推進を図り、農業生産性の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 無人ヘリの利用促進に関する事項(新技術、機種等の展示を含む)
- (2) 安全運航のための啓発、研修に関する事項
特に、電波障害などによる墜落事故の防止と二次災害の回避
- (3) オペレーターの技術向上に関する事項
- (4) 会員相互の情報交換等に関する事項
- (5) その他本協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本協議会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 県域において、無人ヘリ防除に関係する団体及び機体を所有する団体等で、本協議会の趣旨に賛同する者。
- (2) 準会員 県域において無人ヘリを利活用する団体で、本協議会の趣旨に賛同する者。
- (3) 賛助会員 本協議会の趣旨に賛同する者。

(入会)

第6条 本協議会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面で会長に申し出なければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会で定める会費を納入するものとする。

(役員)

第9条 本協議会は次の役員を置く。なお、役員は総会において正会員及び準会員の中から選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名(会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。理事は会務を審議し、監事は事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。なお、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本協議会は、役員会の推薦により顧問を置くことができる。顧問には県機関および機体メーカー等から選出する。

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は必要なとき開催する。
3. 総会は正会員並びに準会員をもって構成し、規約の改廃、役員選任、事業、会計に関する事項を審議し決定する。
4. 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(経費)

第14条 本協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則 この規約は、平成9年1月27日から施行する。

2. 一部改正平成10年10月14日
3. 一部改正平成16年6月4日
4. 一部改正平成18年6月1日
5. 一部改正平成26年6月12日